

牛久保西にお住いの方々へ
町内会加入のお願い
<http://www.ushikubonishi.com/>



2023/4 月

牛久保西町内会長

地域でのふれあいの輪を広げ各種活動を通して連帯感を深め、快適で安全・安心して暮らせる街づくりを目指しています。

特に現在は大きな地震等が予想されています。災害が発生した時など子どもや高齢者をどのように守れるでしょうか。

「自助・共助・公助」による街づくりの重要性が叫ばれています。このためには隣近所の日頃からのコミュニケーションが大切で顔の見える関係を築きたいものです。

ぜひ、一人でも多くの方のご理解・ご協力・ご加入をお願いします。

1. 牛久保西町内会ではこんな活動をしています。会員は参加できます。

①防災訓練・つづきそなえ活動

地域での防災訓練として消防団協力の下、初期消火、放水訓練の実施、非常時における高齢者等の救出訓練の実施、炊出し訓練を実施しています。

②防犯パトロールや防犯灯の管理

毎週の防犯パトロールにより牛久保西地区は犯罪の発生件数が減少しています。

また、危険個所の確認や防犯灯の保守・管理を行っています。

③レクリエーション活動や地域団体の育成活動

盆踊り大会、体育祭、どんど焼き等の開催や、地域の美化・公園愛護会による緑化・美化事業に取り組んでいます。

④助け合い運動

赤十字募金、赤い羽根募金、年末助け合い募金等、町内会として一括協力しています。

⑤情報提供活動

「広報よこはま」「都筑区版」「県のたより」の他、区役所や公的団体、小中学校からの情報を配布・回覧しています。掲示板を運営しています。

⑥町内会館を利用して「赤ちゃん会」「敬老会」「防犯交通講習会」を行っています。

2. 会員は各班において輪番制等により班長を分担したり、各種団体において活躍できます。

3. 町内会活動の運営資金として月額250円の町内会費をいただきます。

* 申込は以下へ連絡をお願いします。

総務部長 長部照義

電話：045-911-1603 e-mail：tosa@j02.itscom.net

牛久保西町内会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、牛久保西町内会と称し事務所は会長宅に置く。
第 2 条 牛久保西町内会に位置する世帯主(会員)および、これに賛同する特別会員(法人・企業等)をもって会員とする。

第 2 章 目 的

- 第 3 条 本会は町内発展をはかり、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 章 事 業

- 第 4 条 本会は、前条目的のため下記の事業を行う。
1. 防火、防災、防犯、交通の意識啓発とその施設の整備。
 2. 衛生および環境美化に関する事項。
 3. 共同施設および財産維持管理。
 4. 文化活動、体育および健康管理に関する行事をもって相互の親睦をはかる事業。
 5. 公共団体に対する協力事業。
 6. 町内の各団体に対する協力および補助、ただし、承認したものに限り。
 7. その他、目的達成のため必用な事項。

第 4 章 会 費

- 第 5 条 会費は、下記のように定める。
1. 会費は月額250円とし、6か月ごとの一括納入とする。
 2. 特別会員は月額500円とし、6か月ごとの一括納入とする。
- ただし、納入後の返金はしない。

第 5 章 組織および任務

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長	1名	防犯部長	1名
副 会 長	若干名	体育部長	1名
財務部長	1名	文化部長	1名
総務部長	1名	交通部長	1名
広報部長	1名	監 事	1~2名
防災部長	1名	相 談 役	若干名

ただし、必用に応じ各部に副部長を置くことができる。

2. 別に定める区域ごとに班長を置く。
ただし、必用に応じ副班長を置くことができる。
3. 各丁目にブロック長を置く。

- 第 7 条 役員の仕事

1. 会 長 町内会を代表して会務を行う。
2. 副 会 長 会長を補佐しときにより代行する。
3. 財務部長 会計事務を行う。
4. 総務部長 各班長と協力し、事業運営と会費等の取扱いを行う。
5. 広報部長 各班長と協力し、県・市等の広報および公共団体よりの回覧等事業運営にあたる。
6. 防災部長 会員と協力し、防災組織訓練、消防行政、家庭防災員等の活動にあたる。
7. 防犯部長 防犯灯管理、警察行政等の活動にあたる。
8. 体育部長 会員と協力し、体育事業にあたる。

- 9. 文化部長 郷土の伝統芸能の保存育成および文化教養活動等にあたる。また子供の育成を願い「こども会」の運営にあたる。
- 10. 交通部長 交通安全、警察行政等協力し活動にあたる。
- 11. 副部長 各部長を補佐しときにより代行する。
- 12. 監事 会計を監査する。
- 13. 班長 各部長に協力し事業運営にあたる
- 14. ブロック長 担当ブロック内の意見等を取りまとめ調整する。

第 8条 役員任期

- 1. 役員(理事・準理事)の任期は2年とし事業年度をもって交代する。ただし、再任は妨げない。
- 2. 班長の任期は1年とし事業年度をもって交代する。ただし、再任は妨げない。
- 3. 任期中役員に欠員が生じた場合、理事・監事にあつては、理事会の過半数をもって承認し、班長にあつては各班の任意とする。
- 4. 役員任期が満了した場合であっても新役員が就任するまでは前任者は、その任務を行うものとする。
- 5. 理事の定年は80歳とする。
- 6. 会長は80歳または5期(10年)の早い方を上限とする。

第 9条 役員選出

- 1. 役員 選考は原則各丁目ごとの会員数に応じ定員を定め選出は選考(理事・準理事)委員会に一任する。
選考委員会解散後は理事会で選考を行う。
- 2. 班役員 各班長の選出方法は、その班の任意(輪番制)とする。

第10条 選考委員会

選考委員会は、各丁目の現理事が中心となり選出し、各丁目のブロック長は委員名簿を会長に提出する。

- 1. 委員の招集は、会長が行う。
- 2. 選考委員長選出は、委員の互選による。
- 3. 選考委員会の招集は、選考委員長が行う。

第 6章 会 議

第11条 会議は次のとおりとする。

- 1. 総 会 定例総会は年1回とし、代議員によるものとする。
ただし、役員会が必用と認めたときは臨時総会を開催することができる。
* 代議員 = 新旧理事・選考委員・現班長および町内会が推薦する各団体役員をもって構成する。
- 2. 理 事 会 会長・副会長・財務部長・総務部長・広報部長・防災部長・防犯部長・体育部長・文化部長・交通部長・ブロック長・各副部長・および監事で構成し、必要に応じ会長が招集する。
- 3. 役 員 会 理事および各班長で構成し毎月1回運営上の協議を行う。
ただし、会長の要請により会員等の出席ができるものとする。

第12条 議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第 7章 会 計

第13条 本会の経費は、会費、官公庁よりの助成金、謝金および寄付金等の収入をもってあてる。

第14条 会計年度は原則として4月1日より3月31日とする。

第15条 会計は常に会計帳簿を備え会員の要求があれば閲覧することができる。

第16条 予算および決算は総会の承認を要する。

第 8 章 慶 弔

- 第17条 慶弔金は会員のみに対し贈る。
死亡の場合 香典 10,000円とする。
ただし、必用により理事会で検討し決定する。

第 9 章 そ の 他

- 第18条 1. 町内会の備品類の貸し出しは、町内会主催の行事または会員およびその家族の葬儀の場合は無料とする。
2. その他は町内会館運営要領第11条を適用する。

第10章 付 則

- 第19条 会則の変更を必用とするときは総会に付議する。

- 第20条 この会則は、平成2年4月1日より施行する。

本会則はその一部を改正し、平成 4年 3月29日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成 5年 4月 4日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成 8年 3月24日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成10年 3月29日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成14年 4月 7日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成15年 4月 7日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成19年 4月14日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成22年 4月 5日より実施する。

本会則はその一部を改正し、平成27年 4月11日より実施する。(第5条)

本会則はその一部を改正し、平成30年 4月14日より実施する。

(第6条、7条、8条、9条)